

「児童扶養手当」に関する大切なお知らせ

令和6年11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、
所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。

1. 所得限度額の引上げ

全部支給および一部支給の判定基準となる所得限度額を表のとおり引き上げます。

全部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)					一部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)			
扶養する 児童等の 数	収入ベース		所得ベース		収入ベース		所得ベース	
	これまで	R6.11月分から	これまで	R6.11月分から	これまで	R6.11月分から	これまで	R6.11月分から
0	1,220,000	1,420,000	490,000	690,000	3,114,000	3,343,000	1,920,000	2,080,000
1人	1,600,000	1,900,000	870,000	1,070,000	3,650,000	3,850,000	2,300,000	2,460,000
2人	2,157,000	2,443,000	1,250,000	1,450,000	4,125,000	4,325,000	2,680,000	2,840,000
3人	2,700,000	2,986,000	1,630,000	1,830,000	4,600,000	4,800,000	3,060,000	3,220,000
4人	3,243,000	3,529,000	2,010,000	2,210,000	5,075,000	5,275,000	3,440,000	3,600,000
5人	3,763,000	4,013,000	2,390,000	2,590,000	5,550,000	5,750,000	3,820,000	3,980,000

※扶養義務者の所得限度額は据え置きです。

2. 第3子以降の加算額の引上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。

これまで

全部支給 6,450円
一部支給 6,440円～3,230円
(所得に応じて決定されます)



R6.11月分から

全部支給 **10,750円**
一部支給 **10,740円～5,380円**
(所得に応じて決定されます)

令和6年11月分の手当から所得限度額及び加算額の引上げが適用されますが、同年11月分及び12月分の手当については、2か月分の支給月である令和7年1月に支払われます。